

日本茶インストラクター協会鹿児島県支部会則

(名 称)

第1条 この会は、日本茶インストラクター協会鹿児島県支部（以下「支部」という）と称する。

(目 的)

第2条 支部は、会員相互の親睦と連帯を図り、NPO 法人日本茶インストラクター協会と連携して茶文化の発展に寄与するとともに、日本茶インストラクターの社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 支部は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連携と協調に関すること
- (2) 会員の資質向上に関すること
- (3) 茶文化の普及・啓発に関すること
- (4) 茶に関する情報の収集と提供に関すること
- (5) 日本茶アドバイザーの育成に関すること
- (6) NPO 法人日本茶インストラクター協会事業との連携に関すること
- (7) 日本茶インストラクター友の会事業との連携に関すること
- (8) その他の目的の達成に必要な事項

(会 員)

第4条 支部は、日本茶インストラクター会員をもって構成する。

(加 入)

第5条 日本茶インストラクター会員は、原則として支部に加入する。

(脱 退)

第6条 会員は、会員たる資格を喪失したときは、支部を脱退する。

(役 員)

第7条 支部に理事若干名を置く。

2. 理事及び監事は総会において選出する。
3. 理事は支部長1名、副支部長2名以内を互選する。

(職 務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、支部を代表し、会務を総括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、支部の運営並びに会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第10条 支部に、顧問を置くことができる。
2. 顧問は総会の決議を経て、支部長が委嘱する。

(事務局)

- 第11条 支部の事務を処理するため、鹿児島市南栄3丁目11番 鹿児島県茶商業協同組合内に事務局を置く。
2. 事務局は、総会の承認を得て支部長が委嘱する。

(会議)

- 第12条 会議は、総会及び理事会とする。
2. 総会は、通常年1回として、会員の過半数の出席をもって成立とする。
必要と認められるときは、臨時総会を開催することができる。
 3. 理事会は必要に応じて支部長が招集し、理事の過半数の出席をもって成立とする。理事会の議長は支部長が務め、次の事項を協議決定する。
 - (1) 総会における決議事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事項に関する事
 - (3) その他必要な事項

(総会に付議すべき事項)

- 第13条 次の事項は、総会に付議しなければならない。
- (1) 会則の変更に関する事項
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
 - (3) 事業報告、収支決算報告の承認
 - (4) 役員を選出に関する事項
 - (5) その他必要な事項

(経費)

- 第14条 支部の経費は、会費、事業収入、助成金、寄付金、委託金、その他収入とする。
事業年度は、毎年2月1日から翌年1月末日までの1年間とする。

(会計年度)

- 第15条 支部の会計年度は、毎年2月1日から翌年1月末日までの1年間とする。

(雑則)

- 第16条 この会則において定めるものの他、支部の事務運営上必要な細則は理事会の議決を経て支部長が定める。

付 則

この会則は平成13年 4月 3日から施行する。

改 定

平成18年 1月31日 改定